

改正前

- 各市町村の行う地域支援事業については、その総額の上限額は給付見込額の3.0%と定められ、介護予防事業を除く地域支援事業の額（包括的支援事業及び任意事業・・・介護給付等費用適正化事業は任意事業の1つ。）の上限額は給付見込額の2.0%と定められている。

政令改正

- 地域支援事業の額に関する特例を定め、

①市町村介護保険事業計画を変更し、

②平成20年度に主要介護給付等費用適正化事業を拡充しようとする場合であって、

③地域支援事業に要する費用の増額分を主要介護給付等費用適正化事業の拡充のみに充てる場合に、

同年度の地域支援事業に要する費用の額の上限を、変更後の市町村介護保険事業計画に定める地域支援事業に要する費用の額とする。

上限は給付見込額の3.15%

また、介護予防事業を除く地域支援事業に要する費用の上限についても、同様に定める。

上限は給付見込額の2.15% （小規模保険者・・・定額の上限を設定）